

# 奈良工業高等専門学校の学校医，学校歯科医及び 学校薬剤師並びに産業医の委嘱に関する規程

平成19年3月 8日制定

令和 6年6月13日改正

## (目的)

第1条 この規程は，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき，奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱について必要な事項を定める。

2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定に基づき選任する本校の産業医の委嘱について必要な事項を定める。

## (学校医等並びに産業医の委嘱)

第2条 学校医等並びに産業医は，次の各号により校長が委嘱する。

- |            |    |
|------------|----|
| 一 学校医（内科）  | 1人 |
| 二 学校医（精神科） | 1人 |
| 三 学校医（眼科）  | 1人 |
| 四 学校歯科医    | 1人 |
| 五 学校薬剤師    | 1人 |
| 六 産業医      | 1人 |

## (学校医等並びに産業医の職務)

第3条 学校医等の職務は，学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条から第24条に定める職務とする。

2 産業医の職務は，労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条に定める職務とする。

## (学校医等並びに産業医の任期)

第4条 学校医等並びに産業医の任期は，1年とし，再任を妨げない。

2 学校医等並びに産業医に欠員が生じた場合の補欠の学校医等並びに産業医の任期は，前任者の残任期間とする。

## (報酬の額)

第5条 報酬は，職に就いた日から職を離れた日までについて支給する。

2 報酬の額は，別表のとおりとする。

## (報酬の支給方法)

第6条 報酬の支給方法は，次の各号に定めるところによる。

- 一 報酬は，月割りとし翌月に支給する。
- 二 年の途中で学校医等の交代が生じたときは，当該委嘱期間に応じて，月額報酬の額を12で除して得た額，日額はその月の日数で除して得た額によって計算する。

## (職務執行に関する旅費)

第7条 学校医等並びに産業医が職務執行に関して旅行する必要がある場合の旅費は、本校旅費支給規程（平成16年4月1日制定）の定めるところにより支給する。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	報酬の額（年額）
学校医（内科）	360,000円
学校医（精神科）	150,000円
学校医（眼科）	150,000円
学校歯科医	150,000円
学校薬剤師	27,600円
産業医	360,000円